

マイナンバーカードの健康保険証利用について

当院では、マイナンバーカード等を利用した「オンライン資格確認システム」を運用しています。マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。

公費負担受給者証・医療証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。また患者様が同意すれば、医療機関が過去の特定健診結果や薬剤情報を閲覧可能となり、診療に活用することができます。

※マイナンバーカードはお住まいの市区町村で申請が必要です。

※マイナンバーカードが無くても、これまでどおり健康保険証は利用可能です。

薬剤情報の取得

- 今までに処方されたお薬の情報を取得します。患者様の病態をより把握した診察ができます。

特定健診結果の取得

- 健康診断の結果を取得します。診察上の判断やお薬の選択等に生かします。

限度額適用認定証の手続きが不要に

- 限度額認定証の手続きを行わなくても、一定額以上の医療費のお支払いが免除されます。

医療費控除手続きの簡素化

- マイナポータルの手続きを済ませれば、確定申告をオンライン上で行えます。



← こちらのステッカーが目印です